

北九州港港湾計画書

— 改訂 —

平成23年 12月

北九州港港湾管理者
北九州市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成8年10月北九州市地方港湾審議会
- ・平成8年11月港湾審議会第161回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・平成9年10月北九州市地方港湾審議会
- ・平成10年11月北九州市地方港湾審議会
- ・平成11年7月北九州市地方港湾審議会
- ・平成11年10月北九州市地方港湾審議会
- ・平成11年11月港湾審議会第170回計画部会
- ・平成12年10月北九州市地方港湾審議会
- ・平成12年11月港湾審議会第174回計画部会
- ・平成13年10月北九州市地方港湾審議会
- ・平成14年11月北九州市地方港湾審議会
- ・平成15年5月北九州市地方港湾審議会
- ・平成15年12月北九州市地方港湾審議会
- ・平成16年12月北九州市地方港湾審議会
- ・平成17年1月北九州市地方港湾審議会
- ・平成17年3月交通政策審議会第13回港湾分科会
- ・平成17年7月北九州市地方港湾審議会
- ・平成17年11月北九州市地方港湾審議会
- ・平成18年8月北九州市地方港湾審議会
- ・平成18年10月北九州市地方港湾審議会
- ・平成18年11月交通政策審議会第20回港湾分科会
- ・平成19年10月北九州市地方港湾審議会

- ・平成19年11月交通政策審議会第27回港湾分科会
- ・平成21年1月北九州市地方港湾審議会
- ・平成21年3月交通政策審議会第34回港湾分科会
- ・平成21年10月北九州市地方港湾審議会
- ・平成21年11月交通政策審議会第36回港湾分科会
- ・平成22年6月北九州市地方港湾審議会
- ・平成22年12月北九州市地方港湾審議会

の議を経た北九州港の港湾計画を改訂するものである。

目 次

I	港湾計画の方針	1
1	北九州港への要請	1
2	計画の基本方針	3
II	港湾の能力	5
III	港湾施設の規模及び配置	6
1	公共埠頭計画	6
2	旅客船埠頭計画	13
3	危険物取扱施設計画	14
4	専用埠頭計画	15
5	水域施設計画	16
6	外郭施設計画	20
7	小型船だまり計画	21
8	マリーナ計画	25
9	臨港交通施設計画	26
IV	港湾の環境の整備及び保全	28
1	廃棄物処理計画	28
2	港湾環境整備施設計画	29

V	土地造成及び土地利用計画	30
1	土地造成計画	30
2	土地利用計画	31
VI	港湾の効率的な運営に関する事項	32
1	効率的な運営を特に促進する区域（PFI）	32
2	効率的な運営を特に促進する区域（特定埠頭）	33
3	臨海部物流拠点を形成する区域	34
VII	その他重要事項	35
1	国際海上輸送網又は国内海上輸送網の 拠点として機能するために必要な施設	35
2	港湾及び港湾に隣接する地域の保全	37
3	大規模地震対策施設	38

I 港湾計画の方針

1 北九州港への要請

北九州港は、九州と本州の結節点に位置しており、古くから交通の要衝として栄え、昭和 26 年に下関港と併せて関門港として特定重要港湾に指定された。

平成 20 年における港湾取扱貨物量は、外貿 3,115 万トン、内貿 7,821 万トン(内フェリー4,329 万トン)、合計 1 億 937 万トンとなっている。

今日の北九州港は、国の国際拠点港湾に位置付けられ、成長著しいアジアのゲートウェイとして、鉄鋼業や自動車産業が集積する北部九州地域を中心に、西日本地域の産業・経済を支える重要な役割を担っている。

一方で北九州港を取り巻く状況は、近年大きく変化している。

東アジアと東南アジア・インドとを結ぶアジア基幹航路は、コンテナ輸送量の増加に伴い、コンテナ船の大型化、寄港地の集約化が進んでいる。また、東アジア地域では、経済交流連携や国際分業の進展等により、域内貿易が活発化し、国内輸送と同様のスピードを持った輸送が求められ、定時性と多頻度輸送能力があるフェリーやRORO船による輸送需要が高まっている。

物流の効率化や低コスト化を目的として、鉄鉱石や石炭等のバルク貨物(バラ積み貨物)運搬船についても世界的に船舶の大型化が進んでいる。また、海運利用や広大な工場用地確保の容易さなどから、臨海部への企業進出や新規設備投資が進み、企業ニーズにあった岸壁や航路等の整備が求められている。

東アジア地区の著しい経済成長を背景に、クルーズ船等を利用して、九州を訪れる外国人観光客も増加しており、その多くは他港から入国している。このため、九州や瀬戸内海諸港との連携などにより、このような国際旅客需要やクルーズ需要の増加に対応していく必要がある。

また、門司港レトロ地区等の観光資源の魅力向上など、交流拠点機能強化に取り組む必要がある。北九州港は歴史のある港であり、近年の産業構造の転換等によって、未・低利用となった工場・倉庫エリアを商業や定住空間として活用したいとする要請も高まっている。このため、古くなった港の施設やその周辺を憩いや賑わいの場として活用するなど、まちづくりと調和した港づくりを行っていく必要がある。

公害を克服し環境の再生を果たしてきた北九州市では、市民の環境意識が強く、市民の視点に立った環境修復や自然環境保全への取り組みが望まれている。北九州市は、平成20年7月、国から「環境モデル都市」に選定されており、低炭素社会の実現に向けて様々な取組を行っている。その中で、北九州港は、船舶の排出ガス削減や港湾荷役における消費エネルギーの削減等、物流に関連するCO₂排出削減が求められている。快適な市民生活や企業活動を支えるため、廃棄物及び浚渫土砂の処分場を長期・安定的に確保していく必要がある。

過去の地震の例からも、港湾が、物資供給基地及び物流拠点としての機能を果たしており、震災の備えとして、災害に耐えうる岸壁や防災拠点となる施設の確保は重要である。また、北九州港の既存施設については、利用実態や状況を見極め、計画的な施設の更新・再編と適切かつ効率的な維持管理を進めていくことが求められている。

さらには、多くの船舶が通行する関門航路等では、航行船舶隻数の増加や船舶の大型化に伴う航路の水深や幅員不足、港内では、適正に収容されていない小型船の存在が問題となっており、船舶の航行安全のため、航路・泊地などの水域施設や小型船の収容施設の整備が求められている。

2 計画の基本方針

成長著しいアジアに向き合う最前線に位置する港湾として、背後圏に立地するものづくり産業の競争力を強化するとともに、「世界の環境首都」を目指す北九州市を港の分野から支えるため、平成 30 年代前半を目標年次として、以下の方針の下、港湾計画を改訂する。

(1) 【物流】ものづくり産業を支える港づくり

①コンテナ船の大型化が進んでいるアジア基幹航路に対応するため、日本海側や西日本地域など広域からの集荷を行うとともに、既存のコンテナターミナルの利用促進を図る。

東アジア地域との国際分業の進展に伴う定時多頻度輸送（近海シヤトル輸送）需要に対応するため、国際及び国内フェリー・ROR O航路や鉄道が一体となったシームレス物流の実現を図る。これらを有機的に連携させ、アジア輸送における国際拠点港湾を目指す。

②原材料運搬船等の船舶の大型化に対応するため、岸壁、航路や泊地等を拡充し、港湾機能の強化を図る。

③24 時間運用可能な海上空港である北九州空港の特徴を活かし、陸上輸送が困難な特殊貨物等を輸送するシー&エアーの実現を目指す。

④企業のニーズに対応した魅力的な産業用地を確保する。

(2) 【交流】多くの人が憩い賑わう港づくり

①北九州港の歴史を活かした観光拠点について、さらに魅力ある観光拠点として拡大を図り、観光客の集客に努める。

②国際旅客需要やクルーズ需要の増加に対応するため、東アジア等の諸都市と北九州港を結ぶ国際フェリーやクルーズ船等の受入体制の充実を図る。

(3) 【環境】環境首都にふさわしい港づくり

- ①市民の多様化する価値観や水辺に対する意識の高まりに対応し、親しめる港湾空間を形成するため、緑地や魅力的な水際線の整備を進める。
- ②モーダルシフトの更なる進展に対応するため、国内フェリー・ROR船・鉄道による複合一貫輸送機能の強化を図る。
- ③快適な市民生活や企業の産業活動を支えるため、廃棄物及び浚渫土砂の処分場を確保する。

(4) 【安全・安心】災害に強く、安全・安心な港づくり

- ①大規模地震が発生した場合において、緊急物資の受入れ及び国際・国内幹線輸送機能を確保するため、耐震強化岸壁の整備を進める。
- ②小型船等の係留施設の不足を解消するため、港内の航行安全性の向上に努めながら、小型船収容施設の充実を図る。

(5) 港湾空間のゾーニング

物流・交流・環境・安全の多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、港湾空間を以下のように利用する。

- ①新門司沖地区、新門司南地区、新門司北地区、太刀浦地区、田野浦地区、西海岸地区、日明地区及び響灘西地区東部の一部は、物流関連ゾーンとする。
- ②門司港レトロ地区、戸畑地区南部の一部、若松地区は、交流拠点ゾーンとする。
- ③許斐地区、戸畑地区、八幡地区、黒崎地区、二島地区、北湊地区、響灘東地区は、生産ゾーンとする。
- ④響灘西地区西部の一部、白島地区は、エネルギー関連ゾーンとする。
- ⑤新門司北地区北部の一部、日明地区東部の一部、響灘東地区北部・東部の一部、響灘西地区北部の一部は、緑地レクリエーションゾーンとする。
- ⑥響灘東地区沖、響灘西地区北部は、廃棄物処理ゾーンとする。

Ⅱ 港湾の能力

目標年次（平成30年代前半）における取扱貨物量、船舶乗降客数を次のとおり定める。

取扱貨物量	外 貿 (うち外貿コンテナ)	3,720万トン (1,050万トン(73万TEU))
	内 貿 (うちフェリー)	8,340万トン (4,500万トン)
	合 計	12,060万トン
船舶乗降旅客数		170万人

Ⅲ 港湾施設の規模及び配置

1 公共埠頭計画

(1) 外貿埠頭計画

自動車部品等の外貿フェリー・RORO貨物、その他鉱産品、完成自動車等の外貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

[公共埠頭計画]

新門司北地区

水深10m 岸壁1バース 延長230m [既定計画の変更計画]

埠頭用地 3ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

[既定計画の変更計画]

既定計画

水深7.5m 岸壁1バース 延長180m

埠頭用地 2ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

西海岸地区

水深 1.1 m 岸壁 1 バース 延長 210 m [既設]

埠頭用地 3 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地) [既設]

以下の既定計画を削除する。

既定計画

水深 1.1 m 岸壁 1 バース 延長 210 m

埠頭用地 3 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

戸畑地区

水深 7.5 m 岸壁 3 バース 延長 390 m [既設の変更計画]

水深 4.5 m 岸壁 1 バース 延長 80 m [既設の変更計画]

埠頭用地 4 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

[既設の変更計画]

既設

水深 7.5 m 岸壁 2 バース 延長 260 m

水深 4.5 m 岸壁 3 バース 延長 180 m

埠頭用地 4 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

二島地区

水深 8.5 m 岸壁 1 バース 延長 150 m [既設の変更計画]

水深 5.5 m 岸壁 1 バース 延長 90 m [既設]

埠頭用地 3 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

[既設の変更計画]

既設

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 130 m

水深 5.5 m 岸壁 1 バース 延長 90 m

埠頭用地 3 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

響灘東地区

水深 13 m 岸壁 1 バース 延長 260 m [既定計画の変更計画]

水深 10 m 岸壁 1 バース 延長 170 m [既定計画の変更計画]

埠頭用地 7 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

[既定計画の変更計画]

既定計画

水深 13 m 岸壁 2 バース 延長 520 m

水深 7.5 m 岸壁 2 バース 延長 260 m

埠頭用地 13 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

響灘西地区

水深 11 m 岸壁 1 バース 延長 250 m [既定計画の変更計画]

埠頭用地 10 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地) [既定計画]

既定計画

水深 12 m 岸壁 1 バース 延長 250 m (コンテナ船用)

埠頭用地 10 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

(2) 外貿コンテナ埠頭計画

将来のコンテナ貨物需要に適切に対処するため、公共埠頭を次のとおり計画する。

[公共埠頭計画]

白野江地区

以下の既定計画を削除する。

既定計画

水深 1.4 m 岸壁 2 バース 延長 660 m (コンテナ船用)

水深 1.3 m 岸壁 2 バース 延長 600 m (コンテナ船用)

水深 7.5 m 岸壁 2 バース 延長 260 m

埠頭用地 57 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

響灘西地区

以下の既定計画を削除する。

既定計画

水深 1.2 m 岸壁 1 バース 延長 250 m (コンテナ船用)

埠頭用地 10 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

(3) 内貿ユニットロード埠頭計画

RORO船等の利用に対処するため、公共埠頭を次のとおり計画する。

[公共埠頭計画]

新門司南地区

水深7.5m 岸壁1バース 延長180m [新規計画]

埠頭用地 5ha (荷捌施設用地及び保管施設用地) [新規計画]

新門司北地区

以下の既定計画を削除する。

既定計画

水深7.5m 岸壁1バース 延長180m

埠頭用地 2ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

(4) 内貿埠頭計画

金属類、その他鉱産品等の内貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

[公共埠頭計画]

新門司沖地区

水深4.5m 岸壁2バース 延長160m [新規計画]

埠頭用地 1ha (荷捌施設用地及び保管施設用地) [新規計画]

新門司南地区

以下の既定計画を削除する。

(既定計画
水深7.5m 岸壁2バース 260m
埠頭用地 4ha (荷捌施設用地及び保管施設用地))

日明地区

水深5.5m 岸壁1バース 延長100m [既定計画の変更計画]

埠頭用地 2ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

[既定計画の変更計画]

(既定計画
水深7.5m 岸壁2バース 延長260m
埠頭用地 3ha (荷捌施設用地及び保管施設用地))

黒崎地区

水深 7.5 m 岸壁 2 バース 延長 260 m [既定計画]

埠頭用地 1 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地) [既定計画]

2 旅客船埠頭計画

将来の外航・内航クルーズ需要に適切に対処するため、旅客船埠頭を次のとおり計画する。

[旅客船埠頭計画]

砂津地区

以下の既定計画を削除する。

既定計画

水深 12 m 岸壁 1 バース 延長 350 m

埠頭用地 2 ha (旅客施設用地)

3 危険物取扱施設計画

石油配分基地の移転、集約計画の見直しに伴い、危険物取扱施設を次のとおり計画する。

[危険物取扱施設計画]

新門司南地区

以下の既定計画を削除する。

既定計画

水深 9 m ドルフィン 2 バース (専用)

水深 7.5 m ドルフィン 1 バース (公共)

水深 7.5 m ドルフィン 1 バース (専用)

水深 5.5 m ドルフィン 1 バース (専用)

水深 4.5 m ドルフィン 1 バース (専用)

危険物取扱施設用地 32ha

4 専用埠頭計画

立地企業の要請に基づき、専用埠頭を次のとおり計画する。

[専用埠頭計画]

新門司南地区

水深7.5m 水際線 延長260m [既定計画]

許斐地区

水深3m 物揚場 延長120m [既定計画]

日明地区

以下の既定計画を削除する。

(既定計画)
水深6.5m 水際線 延長120m

戸畑地区

水深5.5m 水際線 延長100m [既定計画]

5 水域施設計画

係留施設の計画に対応して、航路、泊地及び航路・泊地を次のとおり計画する。

[水域施設計画]

1) 航路

新門司地区 新門司航路 水深10m 幅員400m

[既設の変更計画]

(既設
新門司航路 水深10m 幅員300~400m)

戸畑地区 戸畑航路 水深17m 幅員400~980m

[既設の変更計画]

(既設
戸畑航路 水深17m 幅員400~480m)

奥洞海地区 奥洞海航路 水深8.5m 幅員150m

[既設の変更計画]

(既設
奥洞海航路 水深8.5m 幅員120m)

響灘東地区 安瀬航路 水深17m 幅員350~700m

[既定計画]

以下の既定計画を削除する。

既定計画

白野江地区	白野江航路	水深 1 4 m	幅員 4 0 0 m
砂津地区	砂津航路	水深 1 2 m	幅員 2 5 0 m

2) 泊地

新門司南地区 水深 7. 5 m 面積 3 h a [既定計画の変更計画]

既定計画

新門司南地区	水深 7. 5 m	面積 3 h a
--------	-----------	----------

新門司北地区 水深 1 0 m 面積 1 h a [新規計画]

戸畑地区 水深 7. 5 m 面積 1 h a [新規計画]

黒崎地区 水深 7. 5 m 面積 1 h a [既定計画]

二島地区 水深 8. 5 m 面積 1 h a [既設の変更計画]

既設

二島地区	水深 7. 5 m	面積 5 h a
------	-----------	----------

響灘東地区 水深 17 m 面積 2 ha [既定計画の変更計画]
水深 13 m 面積 1 ha [既定計画の変更計画]
水深 10 m 面積 3 ha [既定計画の変更計画]

既定計画
響灘東地区 水深 17 m 面積 52 ha
響灘東地区 水深 7.5～13 m 面積 11 ha

以下の既定計画を削除する。

既定計画
新門司南地区 水深 7.5～9 m 面積 32 ha
白野江地区 水深 7.5～14 m 面積 86 ha
砂津地区 水深 10～12 m 面積 49 ha
日明地区 水深 7.5 m 面積 5 ha
水深 6.5 m 面積 5 ha

3) 航路・泊地

新門司南地区 水深7.5m 面積10ha [既定計画]

戸畑地区 水深7.5m 面積3ha [新規計画]

水深7.5~9m 面積2ha [既定計画]

二島地区 水深8.5m 面積4ha

[既設の変更計画]

〔 既設
二島地区 泊地 水深7.5m 面積5ha 〕

響灘東地区 水深1.7m 面積3.7ha

[既定計画の変更計画]

水深1.3m 面積1.8ha

[既定計画の変更計画]

〔 既定計画
響灘東地区 泊地 水深1.7m 面積5.2ha
響灘東地区 泊地 水深7.5~1.3m 面積1.1ha 〕

6 外郭施設計画

港内の静穏及び船舶航行の安全を図るため、外郭施設を次のとおり計画する。

[外郭施設計画]

1) 防波堤

新門司南地区 第1防波堤 延長1,460m

(うち1,300m既設) [既設の変更計画]

新門司北地区 第2防波堤(沖) 延長100m [新規計画]

第2防波堤 延長250m [既設]

以下の既定計画を削除する。

[既定計画		
	新門司南地区 第3防波堤	延長	1,070m
	白野江地区 白野江防波堤	延長	100m

7 小型船だまり計画

漁船、作業船等の利用及びプレジャーボート等の適正な収容を図るため、小型船だまりを次のとおり計画する。

[小型船だまり計画]

大里地区

大里第2船だまり

防波堤 延長70m [既設の変更計画]

(既設
防波堤 延長40m)

砂津地区

紫川船だまり

物揚場 水深3m 延長430m [既定計画の変更計画]

埠頭用地 1ha [既定計画の変更計画]

(既定計画
泊地 水深3m 面積2ha
物揚場 水深3m 280m
小型栈橋 2基
埠頭用地 1ha)

日明地区

日明第1船だまり

物揚場 水深3m 延長300m [既定計画]

埠頭用地 1ha [既定計画]

日明第3船だまり

物揚場 水深3.5m 延長530m [新規計画]

埠頭用地 1ha [新規計画]

響灘西地区

響灘西第1船だまり

物揚場 水深4m 延長440m [既定計画の変更計画]

埠頭用地 1ha [既定計画の変更計画]

既定計画
物揚場 水深4m 延長450m
埠頭用地 3ha

響灘西第3船だまり

防波堤 延長 430m [新規計画]

なお、これに伴い、既設の防波堤 延長100mを撤去する。

以下の既定計画を削除する。

既定計画

白野江地区

白野江船だまり

防波堤 延長 290 m

小型栈橋 1 基

岸壁 水深 4.5 m 延長 350 m

物揚場 水深 4 m 延長 400 m

埠頭用地 2 ha

西海岸地区

小森江船だまり

物揚場 水深 3 m 延長 70 m

埠頭用地 1 ha

砂津地区

砂津船だまり

小型栈橋 3 基

埠頭用地 1 ha

響灘東地区

響灘東船だまり

岸壁 水深4.5m 延長520m

埠頭用地 1ha

8 マリーナ計画

将来のプレジャーボートの需要に適切に対処するため、マリーナを次のとおり計画する。

[マリーナ計画]

響灘東地区

以下の既定計画を削除する。

既定計画

防波堤 延長 660 m

物揚場 水深 4 m 延長 100 m

船揚場 延長 40 m

小型栈橋 6 基

レクリエーション施設用地 8 h a

9 臨港交通施設計画

港湾における交通の円滑化を図るとともに、港湾と背後地域とを結ぶため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

[臨港交通施設計画]

道路

臨港道路 新門司南埠頭1号道路 [新規計画]

起点 新門司南埠頭 終点 新門司3号線 2車線

臨港道路 砂津道路 [既定計画の変更計画]

起点 砂津小型船だまり 終点 浅野14号線 2車線

既定計画

臨港道路 砂津道路

起点 砂津小型船だまり

終点 国道199号線 2～4車線

臨港道路 堺川1号道路 [新規計画]

起点 堺川2号道路 終点 堺川16号道路 2車線

臨港道路 堺川2号道路 [新規計画]

起点 堺川埠頭 終点 堺川1号道路 2車線

臨港道路 堺川16号道路 [新規計画]

起点 堺川1号道路 終点 中原1号線 2車線

臨港道路 戸畑1号道路 [新規計画]

起点 川代埠頭 終点 川代13号線 2車線

臨港道路 ひびき 3 号線 [既定計画]

起点 響灘西埠頭 終点 国道 4 9 5 号 4 車線

臨港道路 ひびき 4 号線 [既定計画]

起点 ひびき 2 号線 終点 ひびき 2 号線 2 車線

以下の既定計画を削除する。

既定計画

臨港道路 白野江 1 号道路

起点 白野江埠頭 終点 県道黒川白野江東本町線 4 車線

臨港道路 白野江 2 号道路

起点 白野江小型船だまり

終点 臨港道路白野江 1 号道路 2 車線

臨港道路 白野江 3 号道路

起点 白野江 A 緑地

終点 臨港道路白野江 1 号道路 2 ～ 4 車線

臨港道路 日明許斐線

起点 日明埠頭 終点 国道 1 9 9 号線 2 車線

IV 港湾の環境の整備及び保全

1 廃棄物処理計画

廃棄物の処分用地を確保するため、廃棄物の処理について、次のとおり計画する。

[廃棄物処理計画]

浚渫土砂、一般廃棄物、産業廃棄物等約1,920万m³を廃棄物埋立護岸により埋立処分するため、廃棄物の処理について、次のとおり計画する。

響灘東地区 海面処分用地 133ha [新規計画]

新門司南地区 海面処分用地 49ha [既定計画]

響灘西地区

以下の既定計画を削除する。

(既定計画
廃棄物処理用地 112ha)

2 港湾環境整備施設計画

港湾の環境の整備を図るとともに、良好な景観や水辺の特性を活かした港湾空間を形成するため、緑地を次のとおり計画する。

[港湾環境整備施設計画]

新門司北地区	緑地	16ha	[既定計画]
太刀浦地区	緑地	1ha	[既定計画]
門司港レトロ地区	緑地	1ha	[新規計画]
砂津地区	緑地	5ha	[既定計画の変更計画]
響灘東地区	緑地	71ha	[既定計画の変更計画]
響灘西地区	緑地	5ha	[既定計画の変更計画]

既定計画

砂津地区	緑地	9ha
響灘東地区	緑地	72ha
響灘西地区	緑地	5ha

以下の既定計画を削除する。

既定計画

西海岸地区	緑地	1ha
白野江地区	緑地	29ha
海浜	延長	800m
魚釣棧橋		1基

V 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成及び土地利用計画を次のとおり計画する。

1 土地造成計画

単位：ha

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	工業 用地	交通 機能 用地	危険物 取扱施 設用地	緑地	廃棄物 処理施 設用地	海面 処分 用地	合計
新門司沖									(20) 20	(20) 20
新門司南	(1) 1								(49) 49	(49) 49
新門司北	(1) 1									(1) 1
許斐				(4) 4						(4) 4
日明	(1) 1									(1) 1
戸畑	(1) 1			(11) 11						(11) 11
黒崎	(1) 1									(1) 1
二島	(1) 1									(1) 1
響灘東	(2) 2								(133) 133	(135) 135
響灘西	(1) 1									(1) 1
合計	(5) 5			(15) 15					(202) 202	(222) 222

注 1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注 2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

2 土地利用計画

単位：ha

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	危険物 取扱施 設用地	緑地	廃棄物 処理施 設用地	海面 処分 用地	合計
新門司沖	(1) 1									(20) 20	(21) 20
新門司南	(13) 13	(9) 9		(109) 109		(1) 1	(13) 13	(2) 2		(49) 49	(195) 195
新門司北	(29) 29	(121) 121	(3) 3	(31) 31		(15) 15		(34) 34			(231) 231
白野江	(1) 1	(1) 1									(2) 1
太刀浦	(55) 55	(36) 36				(4) 4		(10) 10			(105) 105
田野浦	(15) 15	(5) 5		(23) 23	1	(8) 8	(6) 6				(55) 56
門司港 レトロ	(9) 9	(17) 17	(3) 3			(3) 3		(6) 6			(38) 38
西海岸	(14) 14	(3) 3									(17) 17
大里	(1) 1	(3) 3		(14) 14							(17) 17
砂津	(9) 9	(11) 11	(6) 6		5	(1) 1	(7) 7	(5) 5	(1) 1		(39) 43
許斐				(148) 148							(148) 148
日明	(31) 31	(55) 55		(80) 80			(16) 16	(1) 1			(182) 182
戸畑	(10) 10	(10) 10		(705) 705	1	(4) 4	(21) 21	(1) 1			(752) 751
八幡	(1) 1		(10) 10	(319) 319	31	(4) 4		(4) 4			(338) 369
黒崎	(8) 8	(2) 2		(197) 197							(208) 208
二島	(3) 3			(72) 72							(75) 75
若松	(2) 2	(1) 1			2	(1) 1		(2) 2			(5) 7
北湊	(5) 5			(40) 40		(1) 1					(46) 46
響灘東	(28) 28	(67) 67	(2) 2	(991) 991		(64) 64		(115) 115		(133) 133	(1,399) 1,399
響灘西	(72) 72	(73) 73		(167) 167		(24) 24		(19) 19	(32) 32	(85) 85	(472) 472
白島							(14) 14				(14) 14
合計	(304) 304	(413) 413	(22) 22	(2,896) 2,896	39	(128) 128	(76) 76	(197) 197	(32) 32	(287) 287	(4,355) 4,394

注1) ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

VI 港湾の効率的な運営に関する事項

1 効率的な運営を特に促進する区域（PFI）

[効率的な運営を特に促進する区域（PFI）]

響灘西地区

以下の既定計画を削除する。

既定計画

水深15m 岸壁2バース 延長700m

水深10m 岸壁2バース 延長340m

埠頭用地 42ha（荷捌施設用地及び保管施設用地）

（うち37ha既設、5ha工事中）

2 効率的な運営を特に促進する区域（特定埠頭）

[効率的な運営を特に促進する区域（特定埠頭）]

田野浦地区

既定計画どおりとする。

既定計画

水深9m 岸壁2バース 延長440m

埠頭用地 2ha（荷捌施設用地及び保管施設用地）

交通機能用地（臨港鉄道）1ha

3 臨海部物流拠点形成する区域

[臨海部物流拠点を形成する区域]

響灘西地区

既定計画どおりとする。

既定計画

水深15m 岸壁2バース 延長700m

水深10m 岸壁2バース 延長340m

埠頭用地 56ha (うち14ha 工事中)

港湾関連用地 35ha (うち 7ha 工事中)

交通機能用地 10ha (うち 1ha 工事中)

VII その他重要事項

1 国際海上輸送網及又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

今回計画している施設のうち、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設は以下のとおりである。

[国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設]

新門司地区

新門司航路 水深10m 幅員400m [既設の変更計画]

新門司南地区

第1防波堤 延長1,460m (うち1,300m既設)

[既設の変更計画]

水深7.5m 岸壁1バース 延長180m [新規計画]

新門司北地区

第2防波堤(沖) 延長100m [新規計画]

響灘東地区

水深13m 岸壁1バース 延長260m [既定計画の変更計画]

泊地 水深13m 1ha [既定計画の変更計画]

航路・泊地 水深13m 18ha [既定計画の変更計画]

響灘西地区

水深 15 m 岸壁 1 バース 延長 350 m (コンテナ船用)

[既設の変更計画]

2 港湾及び港湾に隣接する地域の保全

港湾及び港湾に隣接する地域を台風等による高潮災害、地震による津波災害から守るため、北九州港の「港湾BCP」の策定に向けて、国・地方関係機関、物流を担う事業者、荷主となる企業等の関係者と協働して、取り組みを進めることとする。今後は、地域防災計画、豊前豊後沿岸海岸保全基本計画等の見直しに合わせて、想定される高潮や津波の規模及び発生頻度に応じた防災対策の検討を進める。

3 大規模地震対策施設

今回計画している施設のうち、以下の施設について、大規模地震が発生した場合に物資の緊急輸送、住民の避難等に供するとともに、必要な国際海上コンテナ物流機能を維持するため、大規模地震対策施設として計画する。

[大規模地震対策施設計画]

西海岸地区

水深 11 m 岸壁 1 バース 延長 210 m [既設の変更計画]

砂津地区

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 200 m [既設]

緑地 2 ha [既設の変更計画]

黒崎地区

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 130 m

[既定計画の変更計画]

響灘西地区

水深 15 m 岸壁 1 バース 延長 350 m [既設の変更計画]

以下の既定計画を削除する。

既定計画

白野江地区

水深 1 4 m 岸壁 1 バース 延長 3 3 0 m (コンテナ船用)

響灘西地区

水深 1 2 m 岸壁 1 バース 延長 2 5 0 m (コンテナ船用)